

ユニットプライス型積算方式 Q & A

ユニットプライス型積算方式の試行については、我が国で初の試みであることから、各方面からの質問も多いようです。国土交通省担当部局では、広範な関係者を対象に、さまざまな場面で積極的に当方式の説明を行っており、その理解は広がりつつあるようです。本誌編集委員会事務局では、ユニットプライス型積算方式の特集を組むに際し、読者の方々の持つ疑問にお答えしていくため、主な10の質問を想定し、国土交通省担当部局に、回答していただきました。

問 1

施工条件によっては、各工種の施工単価は大きく変化するため、ユニットプライスを設定するのは無理があるのではないですか？

(答)

ユニットプライス規定集¹では、各工種レベルをユニット区分²として規定し、さらに施工単価を増減させるような施工条件により、ユニット区分内で複数の施工単価を設定しています。つまり、予定価格算定に際し、各工種の施工単価は、それぞれの施工条件により設定された施工単価を選択することになります。

また、施工単価は、それぞれの施工条件に合致する複数の実績データから平均値または最頻値を設定しますが、設定に際しては、その実績データのバラツキが現在の積算方式が持つバラツキよりも小さくなることを条件にしています。

- 1 工事数量総括表における各ユニット区分の契約単位、プライス条件ならびに各ユニット区分に含まれる費用内訳について規定したものの。
- 2 契約した総価を構成する基本区分（工事数量総括表の各項目）。

問 2

分析した結果ユニットプライスが設定できない場合はどうするのですか？

(答)

実績データの分析の結果、施工条件をいくら設定しても実績データがまとまらなかったり、データ数が極端に少なくなってしまうたりする場合には、ユニットプライスを設定しません。

このような場合には、当該ユニット区分について積み上げ積算か見積りにより直接工事費を算出し、実績データに基づきあらかじめ設定された間接費率を掛け合わせて、対応することになります。

問 3

実績データから得られる施工単価をもとに予定価格を算出するユニットプライス型積算方式では、物価の変動をどのように反映させ

るのですか？

(答)

現在の積算方式では、1カ月に1度更新される最新の物価を用いることで物価変動を予定価格に反映させています。

一方、ユニットプライス型積算方式では、実績データの分析作業などを考慮すると、ユニットプライスの更新を毎月行うことは困難です。このため、物価変動状況を的確にユニットプライスに反映させるために、主要材料の物価変動によるユニットプライスの補正を係数処理により行い、物価変動を予定価格に適切に反映します。

問4

ユニットプライスは情報公開されるのですか？

(答)

国土交通省の実施する公共工事は、会計法令に基づき実施されますが、会計法令では、予定価格の事前公開を認めていません。

ユニットプライスの公開は予定価格を事前に公開することと同等の意味を持つ恐れがあり、ユニットプライスは公開しないこととしています。

しかしながら、各工事契約の合意単価などは、手続き後の公開を予定しており、透明性の向上をできる限り確保していく方針です。

問5

試行の対象となっている舗装工事、築堤・護岸工事および道路改良工事以外の工事はいつユニットプライス型積算方式を導入するのですか？

(答)

基本的に現行積算方式とユニットプライス型積算方式の両方のシステムを維持していくことは効率的ではないと考えられることから、将来はすべての工事についてユニットプライス型積算方式を導入していく予定です。

しかし、我が国ではじめて採用する方式でもあり、舗装工事、築堤・護岸工事および道路改良工事の試行の結果を踏まえ、段階的に導入を検討し、より良い制度となるよう慎重に対応してまいります。

問6

今後、現行積算方式の扱いはどうなるのでしょうか？

(答)

ユニットプライス型積算方式は、試行の結果を踏まえ段階的に導入を検討していく予定であり、当面はユニットプライス型積算方式と現行積算方式が共存することになります。

問7

ユニットプライス型積算方式が導入されると、今後の工事はすべて性能規定発注となるのですか？

(答)

施工プロセスを想定し、目的物のデザインなどを指定して予定価格を算出する現行積算方式と違い、施工条件により単価が設定されるユニットプライス型積算方式は、仕様規定発注のみならず、性能規定発注にもなじみやすい制度です。

今後は工事発注に際し、民間の優れた技術力を積極的に導入していくためには、性能規定発注が必要となるケースも増加していくものと考えています。

ユニットプライス型積算方式の導入は、このような性能規定発注が必要なケースにおいて、積算の観点から対応を容易にしていけることが目的の一つであり、当方式の導入によって、すべての工事を性能規定発注にしていくものではありません。

問 8

単価協議・合意は、何のためにどのようにして行うのですか？

(答)

ユニットプライス型積算方式では、入札により工事の請負金額を総価で契約した後に、受注者と発注者間でユニット区分ごとに単価協議・合意を行います。これは、今後のユニットプライスを設定する際に必要な実績データの収集を目的として行われます。また、この合意単価は現地の取合いなどの都合で発生する数量変更の際の変更額や出来高部分払いの金額の算定に用いられます。

単価協議・合意について、契約額の内訳として合理性があれば、予定価格算定時に用いた単価よりも高くても低くても問題はありません。しかし、あまりにも両者の価格に格差がある場合にはその理由などについてヒヤリングを行い、内容を議事録に書き留めます。なお、その理由が計算間違いや合理性に欠けるなどの場合には、単価の見直しを受注者にお願いすることになります。

問 9

工期が延長した場合には、単価を見直してくれるのですか？

(答)

工事の一時中止に対応するため、ユニットプライス規定集に「一時中止に伴う費用ユニット」を

規定しました。

問10

予定価格の上限拘束性がある中で、施工実績のデータから設定されるユニットプライス制度を導入することは、急激な予定価格の下落が懸念されるのではないですか？

(答)

現行の積算方式においては、資材単価や労務単価、歩掛など積算に必要な個々の要素を取引実績の調査を通じて設定し、それらを合計して予定価格を算出します。一方、ユニットプライス型積算方式においては、資材単価や労務単価、歩掛などを合計した施工単価を直接発注者と受注者との取引実績から定め予定価格を算出します。つまり、市場の取引実績をベースに予定価格を算出するという点で、現行の積算方式とユニットプライス型積算方式とは、基本的に同じ構造となっています。

また、今後の標準的な予定価格算定のため、工事の総価レベルでバランスをとり、一定以上の落札率で契約された工事を対象に実績の施工単価を収集します。このため、現行制度と比較して、急激な予定価格の下落は生じないものと考えています。

なお、統計的に得られるユニットプライスが市場の取引を適正に反映しているかどうかについては、施工実態動向調査を実施するなどにより今後も監視・検証し、市場の取引が適正に反映されていない場合には、補正を行うこととしています。

(国土交通省大臣官房技術調査課

工事監視官 宮武 晃司)